

議案第16号 湯沢市温泉条例の一部改正に対する「修正案」の提出がありました

4年後の利用料金は、改正後の施行状況について受益者の方々と話し合い、しっかりと理解を得て必要な措置を講ずるべきであり、今回修正案を提出するものである。

発議者は、湯沢市議会議員 兼子正寛ほか8名である。修正案は、一部改正案の別表第2の温泉使用料金について金額の修正、所要の改正を行うもの。提案の理由は、一部改正案で受益者負担として、使用料金を今後、改正していくことに理解はできるが、これまでの受益者の方々と話し合いの中で「使用料金がまずは2倍となることは仕方がないが、4年後に3倍まで値上げになることについては先を見通すことができない。」という意見が多数あり、3倍まで改正することに十分な理解が得られておらず、当局と受益者との理解に相違がある。社会情勢は大きく変化することもあり、その時の社会情勢で利用料金を検討するべきである。

兼子 正寛 議員



提案理由 説明者

議案に対して討論が行われました

議案第16号 湯沢市温泉条例の一部を改正する条例に対する修正案に対する討論の要旨

修正案は、合併以来20年間据え置かれた給湯料金、現在1口5500円で80℃、時間6000の温泉を温泉事業者に特定し供給しているものを、令和7年4月から1万1千円に、その後4年の経過処置をもって令和11年より1万8500円に改定するものである。

現料金は、他に比して安く、一般家庭の給湯灯油代と同程度である。一方、市では今まで給湯施設に3億円以上の整備費を費やし、更に新たな温泉井に数千万円の整備費が予定される。また、年間維持費も1400万円掛かっており、受益者負担として改正による1万8500円としても、市の持ち出しが年間400万円以上。これを今後400万円以上。これを今後市民が負担していくことになる。市の観光事業を支える温泉事業者の方々に応分の支援は、当然と考えるが、毎年補填することに議会は説明責任がある。修正案は、年間維持費の6割程度を温泉事業者が負担するが、それ以下となる修正案は物価高騰に直面している一般市民の方々とバランスを考えると限度がある。よって、当局案に賛成する。

高橋 克己 議員



反対

修正案においては、附則事項に（検討）を付け加えることで行政側に、施行後4年を経過するまで、受益者及び非受益者に対して理解が得られる新たな説明責任を課しており、修正案に賛成する。

議案第16号「湯沢市温泉条例の一部を改正する条例に対する修正案」について賛成の立場から討論する。行政側として特定のサービスを求める者に受益に応じた負担を求めることは、当然のことである。しかし、協議の過程の中で直接サービスを求める受益者側である温泉事業者において、しっかりと十分な理解がされていない点や親切丁寧な説明が行われたとは言えないとの判断をした。一方で、今回の条例改正に当たり複数の協議や今回に至るまでの経過の中で色々なことが話され、2倍までの負担が上がることについては、一定の理解がされたものと判断した。

高橋 達 議員



賛成

賛否一覧表

本会議の採決で賛否が分かれた案件を掲載しています。

議長は採決に加わりません。 ○：賛成 ×：反対 欠：欠席 退：退席 除：除斥

会派名	湯 和 会 ・ 公 明							政 和 会					湯沢政策研究会					議決結果
	1	9	10	11	12	17	18	7	8	14	15	16	5	6	3	4	13	
議席番号	1	9	10	11	12	17	18	7	8	14	15	16	5	6	3	4	13	
議員名	兼子 正寛	柏原 久寿	高橋 肇	佐藤 愛子	高橋 達	渡部 正明	佐藤 功平	寺田 純二	小田嶋秋一	石川 隆一	高橋 克己	沓澤 正雄	藤田 健志	大山 豪	宮原 晃	佐藤 勝	加藤 昭嗣	
1 月 臨 時 会																		
議案第1号修正案	○	○	○	○	○	○	欠	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	可決
議案第1号 令和6年度湯沢市一般会計補正予算（第11号）に対する修正案																		
3 月 定 例 会																		
議案第16号修正案	○	○	○	○	○	○	欠	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	可決
議案第16号 湯沢市温泉条例の一部を改正する条例に対する修正案																		